

# 法教育

# ニュース

2023年 3月

No.21

発行：愛知県弁護士会法教育委員会

## 名古屋法教育研究会について

愛知県弁護士会では、同会西三河支部で従前から行われていた「社会科一日教室」を参考に、平成11年から講師派遣を実施しています。

その後、教員の皆さんとの連携を強め、効果的に実践可能な授業案を策定するために「名古屋法教育研究会」が発足し、平成17年10月から活動を開始しました。

当初は、教員と弁護士による私的な研究会と位置づけられていましたが、その後、名古屋市教育委員会と協議した結果、平成20年2月に名古屋市教育委員会と愛知県弁護士会が「名古屋法教育研究協議会」を設置した上で、その中に法教育研究会を設ける形で正式な組織となりました。

このような経緯を経て、「名古屋法教育研究会」は、名古屋市内における法教育の推進と充実を目的として、毎年度メンバーを入れ替えながら、現在に至るまで、実践授業案の策定などの活動を継続しています。

次頁からは、令和4年度の実践授業として名古屋市立城山中学校で実施された公民分野の授業をご紹介しますので、是非ともご覧下さい。



〈これまで実施した授業の様子〉

### 〈これまで実施した授業案〉

「米軍基地の県営名古屋空港移設計画に賛成か反対か」(公民・中学3年生)

「学区の放置自転車問題の解決策を考えよう」(公民・中学3年生)

「アメリカ合衆国における銃規制の強化に賛成か反対か」(地理・中学1年生)

「永仁の徳政令に替わる法を考えよう」(歴史・中学1年生)

# 令和4年度「名古屋法教育研究会」 実践授業のご紹介

## 1 授業実施の経緯

令和4年10月19日・21日に、名古屋市立城山中学校で令和4年度「名古屋法教育研究会」の実践授業を実施しました。

この授業は、外部講師である弁護士を活用した授業として、同年11月に開催された全国中学校社会科教育研究大会・名古屋大会において、公民分野の授業実践として報告されました。

## 2 授業の概要とテーマ

この授業では、「地方自治を有効に機能させるために住民に必要なのはどのような姿勢か」と学習課題が設定されました。

生徒の皆さんには、都市ブランドイメージ調査結果から市の課題を捉えてもらい、その課題を解決するため、公正さ、実現・持続可能性といった判断基準から、市の掲げる「名古屋市総合計画2023」の4つの重点戦略（①子ども・子育て支援と人材育成、②医療・福祉の充実とダイバーシティ社会の推進、③災害対策による安全・安心な暮らしの確保、④経済力を基盤とした新たな価値創出・都市機能強化）のどれに力を入れるべきか考えてもらいました。

さらに、各重点戦略で小グループに分かれ、名古屋市が取り組むべき施策を提言してもらいました。



実践授業の様子

## 3 生徒の皆さんの意見

重点戦略ごとの小グループからは、「いじめや虐待の加害者側に対するカウンセリングを実施する」（戦略①）、「託児所の増設等により女性の社会進出を支援する」（戦略②）、「社会的弱者のための避難計画を作成し、全世代を対象とした防災訓練を実施する」（戦略③）、「中小企業減税によりイノベーションを促進し、自転車や地下鉄利用を優遇して脱炭素社会を推進する」（戦略④）など、多様かつ具体的な施策が提言されました。

これらの施策に対し、他の立場から、一部の者だけが受益をするため公正さに欠ける、緊急性が低く他の課題の解決を優先するべき、費用がかかるため持続可能性に欠ける、と質問・反論がなされました。

続いて、「立場が異なると共通点はないのか。部分的であっても合意はできないか」との問いを設け、各グループで議論の整理役の弁護士を交えて他のグループの施策との共通点等について検討がされました。

その後のクラス全体の議論では、生徒から「女性に子育ての負担が集中している現状から、戦略①の子育て支援は戦略②のダイバーシティ社会につながる」、「働く女性を支援する戦略②により、企業活動が活性化すれば戦略④の施策も実現できる」、「いじめや虐待をなくす戦略①は、命を守るという点で戦略③の防災と共通で、優劣はつけられない」等と意見が出されました。

生徒の皆さんは、これらの評議・討論を通じて、異なる立場の意見を調整し、互いにカバーし合うことが重要であるとの学びを得たようでした。

素朴な疑問...

## どうして弁護士が学校の授業に関わる必要があるの？

### Q そもそも「法教育」って??

愛知県弁護士会では、法教育活動に積極的に取り組んでおります。

世の中には、「正解が一つではない問題」がたくさんあります。

そのような問題に取り組む際、色々な考え方全てに価値があるということを十分理解した上で、自分の意見も他人の意見もいずれも尊重して行動することが大切です。

このように、個人それぞれの考え方を尊重しつつ、問題を解決するための「法的な思考」を学ぶことが「法教育」です。

また、そのような「法的な思考」に基づいて、様々な利害が絡み合う社会の諸課題について議論をし、意思決定をするプロセスに参加する力を育むことこそが（選挙教育にとどまらない）真の「主権者教育」だと考えており、学校の授業で「法教育」の世界に触れることは、子ども達にとって非常に有意義なことであると確信しております。

### Q どうして弁護士が授業に関わる必要がある??

では、弁護士が学校の授業に関わるメリットにはどのようなものがあるのでしょうか。

まず、弁護士は法の専門家として、法の基本的価値を念頭に置きつつ、論拠に基づいて理性的に物事を解決する職務であるといえ、この点において「法教育」の授業に適任です。また、弁護士は、裁判というイメージを持たれがちですが、実際には、裁判だけで

なく、議論や交渉にも長けた専門家であるため、充実した議論とするためのサポートをすることも可能です。弁護士が議論のグループに加わり、助言したり、生徒とは異なる視点からの意見を述べて、生徒の考えを「揺さぶる」ことで、様々な考え方・意見があることを実感させ、生徒の考えに効果的に作用することができます。

さらに、政治的中立性への懸念の払拭という点からも、弁護士が授業に関わるメリットがあります。

法教育・主権者教育をより充実したものにするため、ときには政治的色合いの強いテーマを取り上げることもありますが、その際ネックとなるのは、担当する教員の政治的中立性です。

しかしながら、複数の弁護士が授業に参加し、それぞれの立場にたった議論を展開することで、政治的中立性の懸念を払拭することができます。実際に、国連主催の会議において、米軍基地問題を上記方式で取り上げた授業が紹介されたという実績もあります。

最後に、授業に弁護士が来るということ自体が一つのイベントという側面もあるため、子どもたちの関心も強く、子どもたちが熱心に授業に参加してくれる傾向もあります。

まさに良いこと尽くめの弁護士の講師派遣、是非一度ご検討ください！！

(しかも無料です。)



## 愛知県弁護士会 小・中・高生のためのサマースクール2023

愛知県弁護士会では以下の日程で「サマースクール」を開催します！

開催方法や企画内容につきましては、現在、鋭意検討しておりますので、決まり次第、改めて愛知県弁護士会HPなどでご案内申し上げます。

たくさんの中高生&小学5・6年生の生徒・児童の皆さんが「入学」してくれることを楽しみにしています！

日付	講座内容	対象
8月1日(火)	主権者教育企画 「憲法と桃太郎 ～言いたいことも言えない!? 鬼ヶ島編～」	小学5・6年生
8月2日(水)	クイズ選手権	中学生 高校生
	ティーンコート	
8月3日(木)	裁判官・検察官・弁護士 ここだけの話	中学生 高校生
	弁護士に挑戦!	
8月4日(金)	模擬裁判 「コンビニ強盗殺人未遂事件 ～俺が先輩に呼び出されてコンビニに行ったら 万引の片棒を担がされて逮捕された件～」	中学生 高校生

### 講師派遣の申込方法など愛知県弁護士会の法教育活動のご紹介

愛知県弁護士会HP (<https://www.aiben.jp>) をご覧ください♪

愛知県弁護士会HP トップページ

⇒「愛知県弁護士会とは」

⇒「弁護士会の活動」の中の

「法教育・法曹養成」「法教育委員会」をクリック!

<https://www.aiben.jp/about/katsudou/houkyo/index.html>

各お問合せ・お申込みは **愛知県弁護士会 人権法制係** まで

(TEL 052-203-4410/FAX 052-204-1690)



#### サマースクール

毎年夏休みの期間に、小学校高学年から高校生を対象とした「サマースクール」を実施しています。

#### 講師派遣（弁護士による出前授業）

当会が作成した法教育教材を利用した授業をはじめ、ディベート、模擬裁判など、学校からの申込みに応じ、無料で弁護士を派遣しています。

#### 授業で使える教材開発

法教育教材をHPに掲載しています。授業にどうぞご活用ください。

#### 学校評議員の推薦

学校評議員に適した弁護士を推薦しております。

※HPにて学校講師派遣の申込書をダウンロードできます。

また、法教育ニュースのバックナンバーをご覧ください。